

大阪市中央卸売市場本場衛生組合事後審査型制限付一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪市中央卸売市場本場衛生組合（以下、「衛生組合」）が発注する請負、買入れ、借り入れその他の契約において、開札後に最低価格提示者及び売払いについては最高価格の提示者の入札参加資格を審査して適格の場合に落札決定する事後審査型制限付一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を行うものについて、入札説明書に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 衛生組合で行う入札は、原則、制限付一般競争入札によるものとする。ただし、次に掲げる契約に関してはこの限りではない。

- (1) 総合評価方式等、入札前に技術提案又は入札参加資格の審査を行う必要があり、制限付一般競争入札の適用が適當と認められない契約
- (2) 履行可能な業者が限られるなど、競争性及び費用対効果等を総合的に検討し制限付一般競争入札の必要性が低いと判断される契約

(入札公告等)

第3条 入札公告は、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付すべき事項
- (2) 入札参加資格に関する事項
- (3) 入札説明書の交付場所に関する事項
- (4) 入札執行の日時
- (5) 入札保証金等に関する事項
- (6) 入札者に要求される事務
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 前各号のほか入札について必要な事項

2 前項の公告は、衛生組合事務所等において掲示し、入札参加希望者が閲覧できるようするものとする。

(入札参加の申請)

第4条 入札参加申請については、入札参加申込書の提出をもって申請があったものみなす。

(設計図書の交付)

第5条 設計図書（図面、設計書、仕様書及び関係書類をいう。以下同じ。）は、入札公告

において示す方法で、配付を行うことができるものとする。

(設計図書に対する質問及び回答)

第6条 設計図書に対する質問及び回答の方法は、入札公告に定める。

(入札書の提出)

第7条 入札書の提出は、入札公告に定める。

- 2 前項の入札書は、入札金額等必要な事項が全て記入されたものを有効なものとして取り扱うこととし、入札書受付締切予定日時までに到達していなければならないものとする。
- 3 一旦、提出された入札書の訂正、再提出又は撤回は認めない。
- 4 その他入札書の提出に関し必要な事項は、入札公告に定めるものとする。

(入札書の保管等)

第8条 提出された入札書の管理及び到達の確認等は、衛生組合において処理するものとする。

(開札)

第9条 開札は、あらかじめ入札公告で指定した日時において行うものとし、開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（以下、「落札候補者」という。）を決定し、次順位以降の審査順位を確定した上で、落札の決定を保留する。なお、売払いについては予定価格以上で最高の価格をもって入札を行った者を落札候補者とする。

- 2 落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あった場合は、開札の立会人によるくじによって順位を定め、落札候補者を決定する。

(審査順位等の通知及び公開)

第10条 落札候補者を決定した場合は、落札候補者の商号又は名称を全ての入札者に通知する。

(入札参加資格審査資料等の提出)

第11条 第9条の規定により入札を保留したときは、落札候補者に対し、入札公告に掲げる入札参加資格審査に要する資料（以下、「資格審査資料」という。）を求めるものとする。

- 2 前項における資格審査資料の提出期限は、開札の日の翌日の勤務時間（衛生組合職員就業規則第13条第1項に定める勤務時間）内とする。ただし、開札の日の翌日が衛生組

合における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日最終日の翌日）とする。なお、入札執行者が別に提出期限を指定した場合は、この限りではない。

3 落札候補者が前項の規定に基づく期限内に資格審査資料を提出しないとき、又は入札参加資格審査のために衛生組合職員が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし、無効とする。

（入札参加資格の審査）

第12条 入札公告等に示した入札参加資格要件に基づき、入札書及び資格審査資料により落札候補者を審査するものとする。

- 2 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有している場合は、次順位以降の審査を行わないものとする。
- 3 審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していない場合は、その者のした入札を無効とし、その旨を当該落札候補者に対して通知する。
- 4 前項の場合は、開札時に決定した審査順位における次順位者を落札候補者として審査を行い、以降、落札候補者が入札参加資格を有していると確認できるまで同様の手続きにより審査を行うものとする。この場合において、前条第2項中「開札の日の翌日」とあるのは「本市が資格審査資料の提出を求めた日の翌日」と読み替える。
- 5 第1項及び第4項に定める審査に要する日数については、入札公告に定めるものとする。

（入札の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。無効の入札をした者は再入札に参加できない。

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項のいずれかに該当する入札
- (2) 工事請負等競争入札参加心得に違反した者がした入札
- (3) 予定価格の事前公表対象事業の場合にあっては、予定価格を超える価格でした入札
- (4) 衛生組合所定の入札書を用いないでした入札
- (5) 審査の結果、入札参加資格を有しないとされた者がした入札
- (6) 衛生組合理事会において、入札参加を除外する決議がなされた者がした入札
- (7) その他入札公告に定める入札の無効の条件に該当する入札

（落札決定等）

第14条 第12条において、落札候補者が入札参加資格を有していることを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定するものとし、郵送により全ての入札者に対して入札結果等の情報を通知するものとする。

2 落札候補者が落札決定までに入札公告等に掲げるいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札公告に別に定めがある場合を除き、入札参加資格を有しないものとみなす。

(落札候補者の辞退等)

第 15 条 落札候補者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合、並びに衛生組合が指定する期限までに入札参加資格審査資料を提出しなかった場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に準じた措置を行うことができる。

(その他)

第 16 条 この要領に定めのない事項又はこの要領により難い場合は、入札公告により定めることができるものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 9 月 15 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。